

令和7年度豊島区PR推進業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度豊島区PR推進業務委託

2 業務の目的

令和7年3月に策定した『豊島区基本計画』(※)に基づき、令和7年6月リニューアル公開を予定している豊島区(以下「区」という。)公式ホームページ内の魅力発信ページ(以下「本ページ」という。)への誘引を拡大し、区の魅力情報の興味関心・共感・愛着に寄与するシティプロモーション業務を推進することを目的とする。

※令和7年4月1日豊島区ホームページにて公開予定 <https://www.city.toshima.lg.jp/>

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで。

4 履行場所

豊島区役所

5 業務内容

令和7年度豊島区PR推進業務(以下「本業務」という。)の内容及び業務範囲は次の(1)～(5)までに定めるものとする。

- (1) 区PR推進プランの策定・実行
- (2) 区PR推進活動の周知
- (3) 区PRパートナー選定
- (4) 区PR効果の分析及び成果測定
- (5) 上記(1)～(4)までの業務計画書の提出
- (6) 上記(1)～(4)までの業務報告書の提出

※その他、本業務において効果的と考える提案がある際には、資料を作成し提供すること。

6 業務詳細

(1) 区PR推進プランの作成・実行

- ・Instagram広告を中心としたSNS広告等の情報発信により、区の魅力を区内外に向け拡散し、区の魅力情報の興味関心・共感・愛着に寄与するPR活動を行う。なお、履行期間中に広告配信を2回以上と行うものし、本業務のKPIを、本ページへの新規訪問者数「20,000uu」とする。

- ・PR対象エリアを首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）及び全国主要都市（札幌市・仙台市・名古屋市・大阪市・福岡市）、PR対象年齢層を20～30代に選定する。

※別紙「令和7年度豊島区PR推進方向概要」参照

(2) 区PR推進活動の周知

- ・本業務に係る区PR活動をPRTIMES等のプレスリリースメディアにて、履行期間内計2回以上リリースし、各メディアに情報拡散する。
- ・その他、受託者のオウンドメディアやSNS等を活用した効果的なPRも実施する。

(3) 区PRパートナー選定

- ・本業務において区民・企業・団体等の協力が必要となった際、本業務に効果的と考える区PRパートナー選定に係る、専門的知見からの分析・助言等のサポートを行う。
- ・区PRパートナーを区が公募する際には、募集・周知・集計等に係る業務のサポートを行う。

(4) 効果測定・本業務成果の分析・報告書の作成

- ・本業務の評価項目および効果測定方法を区PR展開前にPR効果を試算する。
- ・履行期間内、PR効果測定データを月次報告し、必要に応じた戦略の見直しや

修正等を随時実施する。

※受託者から納品されたデータは区に帰属する。

(5)業務計画書の提出

契約締結後、履行開始日までに、区と協議の上確定した業務計画書を提出すること。

①業務計画書

受託者は本業務計画書を作成し、提出すること。

②業務実施体制

業務管理責任者を配置し、業務監督責任者及び業務従事者の氏名、連絡体制（緊急時を含む）などを記載したものを提出する。

なお、監督員（業務管理責任者）は、別添の「履行確認チェックシート（様式8）」により、履行状況を確認するとともに必要な監督を行うものとする。

③実施スケジュール

④個人情報特記事項の遵守に関する書類

別途区が定める様式にて提出すること。

⑤その他、区が求める書類

(5)業務報告書の提出

本業務終了後に、上記(1)から(4)までの業務報告書を提出すること。

本業務に係る全体の効果測定を実施するとともに、区が要請するデータ等の提供に協力すること。

7 著作権について

・本業務において作成された広告物並びに納入された成果物に含まれる写真データロゴ及びキャッチコピー等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含む）は、履行期間終了後に、区に帰属する。

・受託者を含む本業務における広告制作関係者は、当広告制作物を自己PR、記録及び事業実績の紹介等の目的使用において、区に事前確認後、原則として使用可能とする。

・権利が委託者に帰属しない事項においては、事前に区と協議の上、その扱いに

について決定する。

8 支払方法

検査合格後、請求日より起算して30日以内に一括で支払う。

？

9 その他

(1) 本仕様書に基づく内容を遵守し、本業務を実施すること。

(2) 受託者は、常に区と緊密な連絡体制を確立し、調整を図ること。

(3) 本契約の履行に当たって自動車を使用する場合は、自動車の種類はディーゼル自動車以外の自動車（天然ガス車、LPG車、ガソリン車等）又は、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（平成12年東京都条例第215号）に適合するディーゼル自動車を使用すること。なお、ディーゼル自動車を使用する場合は、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。また、業務履行、書類提出、打合せ等で本庁舎に来庁する場合の駐車場に掛かる費用については受託者の負担とする。

(4) 本契約の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年条例第86号）を遵守し、また、豊島区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（平成28年5月31日施行）の目的等を顧慮し、障害者に対し、障害を理由とした不当な差別的取扱いをしないこと。また、障害者から社会的障壁の除去を求められた際に、その実施に伴う負担が過重でないときは、合理的な配慮をすること。

(5) 本契約の履行に当たっては、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」、「豊島区男女共同参画推進条例」及び「多様な性自認・性的指向に関する対応指針」を踏まえ、性自認及び性的指向に起因する差別的な取扱いを行わないこと。

(6) 受託者は、常に業務従事者の健康管理に留意の上、健康状況を把握し、業務に

支障がないようにすること。

(7) 業務上知り得た事項について守秘義務を順守すること。

(8) 業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、区と協議の上対応すること。

(9) 仕様書に定めのない事項については、必要に応じて区と協議すること。

10 問い合わせ先

豊島区役所政策経営部シティプロモーション課

担当：佐藤

TEL:03-4566-2513 MAIL: A0030077@city.toshima.lg.jp